

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

1 循環型社会形成推進基本法の概要

- 「循環型社会」を、「①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義（法第2条）。
- 法の対象となる物を有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進（法第2条）。
- 処理の優先順位を『①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分』と初めて法定化（第5条、第7条）。
- 事業者・国民の「排出者責任」を明確化するとともに、生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立（第11～12条）。
- 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定（第15条第1項）。

2 第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)の概要

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第15条第2項に基づき、①循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針、②循環型社会の形成に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、③その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めたもの。

3 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

(1) 今後懸念される課題と近年の対応

- 新興国を中心とする急激な人口増加、経済成長等により様々な課題が生じ不安定化する世界において、持続可能な社会を目指した国際協調の取組みが進められている。
- 国内では高齢化の進展、過疎化や都市への人口集中、地域の衰退などにより、地域の助け合いの環から孤立し貧困等の課題を抱える人が増加することが懸念される。
- 国内における循環型社会の形成について、循環基本法が制定された2000年から大きく進展したが、資源生産性等は近年横ばいである。

循環分野の課題

- ◆ 原発事故により放出された放射性物質による環境汚染からの再生と復興
- ◆ 大規模災害の頻発と対策の遅れ
- ◆ 国民の意識の変化
- ◆ 資源循環及び適正処理の担い手の確保

全体像に関する指標(目標年次は2025年度)

資源生産性 : 約 49 万円/トン (2000 年度の約 2 倍) **人口側の循環利用率** : 約 18% (2000 年度の約 1.8 倍)

最終処分量 : 約 1,300 万トン (2000 年度から約 77% 減) **出口側の循環利用率** : 約 47% (2000 年度の約 1.3 倍)

※一般廃棄物の最終処分量: 約 320 万トン (2000 年度から約 70% 減)

(2) 循環型社会の中長期的なイメージ

持続可能な社会づくりとの統合的取組

将来像

- 誰もが持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
- 環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上

取組みの進展に関する指標・目標の例

循環型社会ビジネスの市場規模

⇒ 2000年度の約2倍(2025年度目標)

家庭系食品ロス量

⇒ 2000年度の半減(2030年度目標)

事業系食品ロス量

⇒ 2000年度の半減(2030年度目標)【予定】

※食品リサイクル法の基本方針(案)より

多種多様な地域循環共生圏 形成による地域活性化

将来像

- 循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用しつつ、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等を目指す
- 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり

取組みの進展に関する指標・目標の例

1人1日当たりのごみ排出量

⇒ 約850g/人/日(2025年度目標)

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

⇒ 約440g/人/日(2025年度目標)

事業系ごみ排出量

⇒ 約1,100万トン(2025年度目標)

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

将来像

- 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル[※]全体で徹底的な資源循環を行う
※経済社会の物質フローについて、資源確保、生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等の全ての段階を示す

取組みの進展に関する指標・目標の例

国民1人当たりの一次資源等価換算した天然資源等消費量 出口側の循環利用率^{※再掲}

⇒ 約47%(2025年度目標)

万全な災害廃棄物処理体制の構築

将来像

- 自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強靱化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会

取組みの進展に関する指標・目標の例

都道府県・市町村の災害廃棄物処理計画策定率

⇒ 都道府県:100%、市町村:60%(2025年度目標)

適正処理の更なる推進と環境再生

将来像

- 廃棄物の適正処理のシステム、体制、技術が適切に整備された社会
- 海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の土地の支障除去が着実に進められ、空き家等の適正な解体・撤去等により地域環境の再生が図られる社会
- 東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生

取組みの進展に関する指標・目標の例

不法投棄、不適正処理の発生件数

一般廃棄物最終処分場の残余年数

⇒ 20年分を維持(2022年度目標)

適正な国際資源循環体制の構築と 循環産業の海外展開の推進

将来像

- 適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された社会

取組みの進展に関する指標・目標の例

資源循環分野を含む環境協力に関する

覚書締結等を行った国の数

循環分野における基盤整備

将来像

- 情報基盤が整備・更新され、必要な技術の開発が継続的に行われ、人材が育成され、多様な主体が高い意識を持って、行動する社会

取組みの進展に関する指標・目標の例

廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識

⇒ 約 90% (2025 年度目標)

具体的な3R行動の実施率

⇒ 2012 年度の世論調査から約 20% 上昇

(2025 年度目標)

(3) 各主体の連携と役割

- ✓ 循環型社会の形成のため、多様な主体がそれぞれの役割を果たし、連携・協働して問題の解決に向けて取り組む必要がある

国の役割

- 他の関係主体とのパートナーシップの促進
- 各種施策の導入と見直し
- 自らも事業者として、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行

国民の役割

- より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めていく
 - 消費者として、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画
- <具体的な内容の例>
- ・無駄なものを買わない
 - ・マイボトルの利用等による容器包装の削減
 - ・食材の使いきり等による食品ロスの削減
 - ・ルールに従い適正に廃棄物を排出

NPO・NGO 等の役割

- 各主体の経済社会活動を循環型社会の観点から評価
- 各主体の循環型社会形成に関する理解や活動を促進し、連携・協働のつなぎ手となる

大学等の学術・研究機関の役割

- 循環型社会形成に向けての政策決定や各主体の具体的な行動を促し、支える

地方公共団体の役割

- 廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施
- 住民の生活に密着した循環システムの構築(市町村)
- 自らも事業者として、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行

<具体的な内容の例>

- ・プラスチックの排出抑制に向けた周知
- ・食品ロス削減のための地域全体での取組み推進
- ・廃棄物の分別収集の徹底
- ・災害廃棄物処理計画の策定
- ・地域における環境教育、環境学習の場の提供

事業者の役割

(生産者)

- 法令遵守を徹底し、排出事業者責任を踏まえて、不法投棄・不適正処理を防止

- 廃棄物等の適正な循環利用・処分に係る取組みへの貢献や、情報公開など透明性を高める努力

(廃棄物処理業者)

- 生活環境の保全と衛生環境の向上を確保し、廃棄物から有用資源を積極的に回収し循環利用する

(金融機関や投資家)

- 循環型社会づくりに取り組む企業等に的確に資金を供給

(事業者団体)

- 自主的に業種に応じた目標設定すること等により、事業者全体の取組みをより深化させる

(4) 国の取組み

持続可能な社会づくりとの統合的取組

- シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- 廃棄物エネルギーの徹底活用
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進

多種多様な地域循環共生圏 形成による地域活性化

- 地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進
- バイオマスの地域内での利活用
 - ・肥料や飼料、高付加価値製品の生産
 - ・再生可能エネルギーへの変換
 - ・混合消化、利用によるエネルギー回収

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

- 開発設計段階での省資源化等の普及促進
- 素材別の取組み
 - 【プラスチック】
 - ・プラスチック資源循環戦略の策定、施策の推進
 - 【バイオマス】
 - ・食品ロス削減の国民運動
 - ・食品廃棄物等の不適正処理対策と食品リサイクルの取組み
 - 【金属】
 - ・小型家電の回収、再資源化を促進

適正処理の更なる推進と環境再生

【適正処理】

- 安定的・効率的な処理体制の整備
- 廃棄物処理システムの地球温暖化対策、災害対策の強化
- 地域での新たな価値創出に資する廃棄物処理施設の整備

【環境再生】

- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- 空き家対策、空き店舗対策

【東日本大震災からの環境再生】

- 被災地の未来志向の復興創生

万全な災害廃棄物処理体制の構築

【自治体レベル】

- 災害廃棄物処理計画の策定

【地域レベル】

- 地域ブロック協議会の運営、行動計画の見直し
- 共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催等

【全国レベル】

- D.Waste-Net の体制強化、平時の取組みの充実
- 災害時に拠点となる廃棄物処理施設の整備

適正な国際資源循環体制の構築と 循環産業の海外展開の推進

【国際資源循環体制の構築】

- 資源効率性の向上や3Rの推進
- 環境先進技術を活かしつつリサイクルを適正に推進

【循環産業の海外展開】

- 「もったいない精神」を海外に紹介
- 日本の災害廃棄物対策ノウハウの提供

循環分野における基盤整備

【情報整備】

- 各主体の取組みの成果を評価する手法の検討

【技術開発等】

- 廃棄物収集の効率化や高度選別技術の普及促進

【人材育成、普及啓発等】

- 若年層を中心にサブカルチャー等と連携した意識醸成、行動喚起
- 多数の企業が参加した消費者キャンペーンの実施